



守られなかった 約束：

東京2020年大会と日本の金融機関
～事例研究：インドネシアの熱帯林破壊及び
土地収奪との関わり～

発行：2018年11月



守られなかった 約束：

東京2020大会と日本の金融機関
～事例研究：インドネシアの熱帯林破壊及び
土地収奪との関わり～

表紙写真：北マルク州、コリンド社・GMM社によって伐採された木材が
トラックで運ばれる様子、2014年11月 © WALHI

目次

- 3 はじめに
- 4 **2020年東京五輪の木材供給企業：コリンド社**
- 4 持続可能でない方法
- 5 違法行為
- 6 ケーススタディ：GMM社事業許可地域でのコリンド社のリスクを伴う事業
- 7 **2020年東京五輪での問題ある木材使用とデューデリジエンスの欠如**
- 9 **金融セクターの役割**
- 10 **提言**
- 11 **参考文献**

免責事項

本報告書の情報は信頼できる情報源から得たものと考えていますが、著者は、この情報の正確性や完全性を保証するものではなく、本報告書及びその内容の使用に起因するいかなる責任も否認します。本報告書のいかなる内容も、金融商品の提供または適格投資の推奨として構成したり解釈されたりするものではありません。この報告書のいかなる側面も、投資家または潜在的な投資家の個々の状況の考慮に基づくものではありません。本報告書の内容及び提供される情報またはデータに同意するかどうかは、自らが判断する必要があります。

本報告書の執筆団体について

レインフォレスト・アクションネットワーク(RAN)は、米国の環境NGOです。1985年の設立以来、環境・森林保護で最前線に立つ人々とのパートナーシップと戦略的キャンペーンを通じて、環境保護と先住民族や地域住民の権利擁護活動をさまざまな角度から行っています。

TuKインドネシアは、政策やプログラム及び農業関連産業分野、天然資源管理で、国家及び非国家アクターによる人権と社会的公正の尊重、保護、達成の実現を求めるNGOです。

WALHIは、インドネシアで最も大きく歴史ある環境政策アドボカシーNGOです。国内34州の内28州に独立した事務所と草の根の構成団体があります。WALHIは、天然資源へのアクセスに関する農業紛争、先住民族の権利、森林破壊など多くの問題に取り組んでいます。

プロフンドは、オランダを拠点とする独立系非営利企業です。国際的な産品サプライチェーン分析、金融セクター、政策構築、そして持続可能性におけるあらゆる側面で企業と投資家が与える影響において、事実に基づいた研究と助言を提供しています。

1. はじめに

2020年東京五輪運営者とスポンサー企業は、「課題解決のモデルを国内外に示す」持続可能なオリンピックを開催し、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に貢献することを約束した。¹ 残念なことに、東京2020大会の実質的な調達方法は持続可能でない熱帯材を調達し、この約束をすでに弱体化させている。

SDGsを達成し、生活可能な地球環境を維持するために世界の熱帯林は非常に重要だが、産業的な伐採やプランテーションへの転換によって急速に破壊が進んでいる。² 熱帯林は地球の気候と降雨パターンを調節し、炭素の吸収と貯蔵、10億人以上の人々の食糧、水、居住環境、医薬品などの基本的ニーズを満たし、地球に残る陸生生物の多様性の大部分の保護に貢献している。衝撃的なことに、熱帯林の消失面積は、過去10年間でほぼ倍増した。2017年だけで、バングラデシュの総面積(15万8千平方キロ)、つまり日本の面積の40%に相当する面積の熱帯林が失われた。これは2001年以降で2番目に高い森林消失率である。³ 熱帯林の破壊と劣化は、世界の温室効果ガス排出量の最大で5分の1を占めている。⁴

2018年5月時点で、マレーシアとインドネシアからの熱帯材合板の少なくとも134,400枚が、東京大会の新会場の建設でコンクリート型枠として使用されている。⁵ 東京2020組織委員会が制定した「持続可能性に配慮した木材の調達基準」⁶では、合法性、持続可能性、先住民と地域コミュニティの権利への配慮、五輪に新たに調達される全ての木材に関わる従業員の安全性を要求している。この調達基準は大きな改善を必要としているが(「5.提言」を参照)、マレーシアとインドネシア両国の森林セクターで広く記録されてきた違法伐採や人権侵害、高い森林破壊率、そして東京大会の合板サプライヤーに関して認知されている問題を前提とすれば、両国からの熱帯材合板が広範に使用されたことは、調達基準の要求事項と持続可能性に関する五輪の約束を無視している。⁷

2017年4月、マレーシアの伐採企業シンヤン社製の熱帯材合板が東京の新国立競技場の建設現場で使われたことがNGOの調査によって明らかになった。⁸ シンヤン社は以前、マレーシア・サラワク州で違法かつ持続可能でない熱帯林の伐採や先住民の権利の侵害に関与したことが発覚している。⁹ 新国立競技場を管轄する日本スポーツ振興センターはシンヤン社の木材使用を確認したが、同社が国際的な認証制度である「PEFC森林認証プログラム」を取得していることを理由に正当化した。しかし詳細な調査によると、日本に輸出されているシンヤン社のPEFC認証木材は、労働者虐待と結びついており、おそらく社会紛争や手つかずの熱帯林が残るマレーシアの「ハート・オブ・ボルネオ」(マレーシア、インドネシア、ブルネイが共同で進める、国境をまたがった森林保全地域)での伐採とも関係している可能性がある。¹⁰ シンヤン社の木材はまた、2017年12月に選手村の建設現場でも発見された。¹¹ ただシンヤン社は労働搾取の疑いを否定している。

2018年5月、インドネシアのコリンド社製の熱帯材合板が、有明アリーナの建設現場で使用されていることがNGOの調査で判明した。同会場ではバレーボール競技が予定されている。東京2020組織委員会が公

開した情報によると、この木材は持続可能性に関する認証を取得しておらず、日本の木材建材企業である住友林業(TYO:1911)によって供給されている。コリンド社は違法伐採や森林皆伐、人権侵害に関与していることが示されており(「2. 2020年東京五輪の木材企業:コリンド社」を参照)、2020年東京五輪大会に供給された木材が違法で問題あるものだったリスクが高いことを示唆している。一方で、住友林業はRANに対し、同社は責任ある木材調達を守り、インドネシアの基準に従って合法に調達した木材だけを五輪関係機関に供給していると述べた。

東京2020年五輪大会の運営者は、自分たちは「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合していると主張しているが、マレーシアとインドネシアからの高リスクの木材が東京五輪に使われたことは、東京2020組織委員会が定めた木材調達コードが不十分であることの結果である。例えば、森林破壊を防いで温室効果ガス排出を削減するのに必要不可欠である、保護価値の高い(HCV)地域と高炭素貯蔵(HCS)林を保護する要求事項がない。

この課題はまた、日本の木材サプライチェーンにおける様々な問題を示している。つまり、建設業における熱帯材使用への執着や、人権侵害と関連がなく合法かつ持続可能な木材を保証する適切なデューデリジェンス(相当の注意による適正評価)が企業に不足していることがあげられる。日本は世界最大の熱帯材合板の消費国であり、その多くをマレーシアとインドネシアから輸入している。また、こうした見境のないやり方は金融セクターによって支援されている。とりわけ「東京2020ゴールドパートナー」(スポンサー)銀行の三井住友フィナンシャルグループ(SMBC)の役割は大きく、森林リスク産品セクターへの多額の投融資をしているにもかかわらず、最近まで同セクターのリスクに対応するための明確な投融資方針を持っていなかった(「4.金融セクターの役割」を参照)。東京2020組織委員会と日本企業の木材調達慣行は、すでに2020年東京五輪における持続可能性の信頼性を危うくしている。それはまた、2020年までに森林破壊をゼロにし、劣化した森林の回復を目指すSDGsへの日本の取り組みを危うくする恐れがある。

コリンド社に関する以下のケーススタディは、東京2020組織委員会の評判や持続可能性に関する約束がさらにダメージを受けることを避けるために、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」をただちに強化しなければならない理由を示している。

森林のSDGsへの貢献



2. 2020年東京五輪の木材供給企業：コリンド社

コリンド社はインドネシアで木材、パーム油、パルプ、製紙など広範な林業部門の事業を展開している民間複合企業である。同社は合計52万5千ヘクタールの伐採事業許可地域、16万ヘクタールのパーム油事業許可地域を保有し、王子製紙(TYO:3861)と提携して11万ヘクタールの製紙原料用植林向け事業許可地を保有している。これらの事業許可地域で伐採された樹木と、独立系サプライヤーからの木材がコリンド社の3つの合板工場に供給されており、その内、バリクパパン・フォレスト・インダストリーズ社(PT Balikpapan Forest Industries)とコリンド・アリアビマ・サリ社(PT Korindo Ariabima Sari)の2社は日本への合板の大手供給元である。後者は、2018年10月末に原料不足と赤字のために閉鎖したと報道されている。



写真：パプア州、コリンドグループのベルカト・シプタ・アバディ社(PT Berkhat Cipta Abadi)の事業許可地域での木材火災によって発生した煙

出典：©ARDILES RANTE/GREENPEACE; PT BERKAT CIPTA ABADI (KORINDO GROUP)、2013年3月26日

持続可能でない方法

インドネシアのパプア州には約15万ヘクタールのコリンド社のプランテーション用地がある。この地域の多くは、先住民が慣習的に使ってきた土地であると主張され、近年まで手つかずの天然の熱帯林で覆われていた。コリンドグループは2013年以來すでに3万ヘクタール以上の森林を皆伐し、2013年以前には2万3千ヘクタール以上を皆伐している。その3分の2以上の土地が天然林だった。¹² 残された森林は、アブラヤシ農園開発のための伐採と皆伐の危機に直面している。2016年に公表されたコリンド社の開墾過程に関する詳細な調査レポートは、同社が開墾のために体系的に火を使用し、2013年から2015年の間、同社の事業管理地内で894カ所以上の森林火災頻発地域が確認されたことが指摘されている。¹³ こうしたやり方は、人々の健康と環境に大きな危害を与えている。コリンド社は、2015年に東南アジアで発生した煙害(ヘイズ)に大きな責任があるとして非難されている企業の一つである。この煙害が原因で、同地域の何千人もの人々が早死にしたと考えられてお

り、¹⁴ 世界銀行によると160億ドル以上の損害をインドネシア経済にもたらした。しかしコリンド社は事業における意図的な火の使用については公けに否定し、RANに対して、森林を燃やす理由も利点もなく、日照りが続いたため事業管理地で火災が発生したと述べている。

コリンド社がインドネシア環境林業省に提出した申告書によると、2016年と2017年に合板製造に用いた木材の約半分が森林皆伐に由来するいわゆる「転換材」であり、大部分が工業用木材やアブラヤシ農園および石炭採掘用に更地を作るために伐採された自然林からの木材だった(図1を参照)。世界で起きている熱帯林破壊の71%は森林を伐採して商業農地に転換する土地利用転換によるものである。¹⁵ 東京2020大会の木材調達基準では「中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること」、「伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること」を求めており、コリンド社が合板の供給を転換材に依存していることは、同社の木材が、東京五輪の基準が定義する持続可能な木材とは考えられないことを示唆している。

図1：コリンド社の2016-2017年における合板サプライチェーンの分析

(出典：インドネシア林業省に提出されたコリンド社の2016年・2017年度の第一次加工業のための原材料在庫計画(RPBBI))

コリンド社の合板工場	バリクパパン・フォレスト・インダストリーズ		コリンド・アバディ		コリンド・アリアビマ・サリ	
	東カリマンタン		パプア		中部カリマンタン	
州	東カリマンタン		パプア		中部カリマンタン	
年	2017	2016	2017	2016	2017	2016
合計消費量 (m ³)	204,084	177,631	358,795	318,217	253,428	172,653
皆伐による木材	75,510	75,058	163,490	119,488	112,388	63,365
合計に対する割合	37	41	46	40	44	37
択伐による木材	97,560	71,236	164,977	146,482	114,771	58,560
合計に対する割合	48	40	46	49	46	34
工場の在庫	31,023	34,293	30,328	50,247	26,268	50,728
合計に対する割合	15	19	8	17	10	29

コリンド社に木材を供給しているボルネオ島の東カリマンタン州の企業に対する評価の結果、持続可能性に関連する下記のリスクが明らかになった。伐採およびパーム油企業のツナス・アラム・ヌサンタラ社 (PT Tunas Alam Nusantara, 以下「TAN社」) はオランウータンの生息地を皆伐しており、そこからの転換材をコリンド社の合板工場に供給している。コリンド社からインドネシアの当局に提出された原材料在庫計画によって、TAN社が2016年と2017年にカリマンタン州にあるコリンド社の合板工場、バリクパパン・フォレスト・インダストリーズ社 (PT Balikpapan Forest Industries) に木材を供給していたことが確認され

ている。インドネシア環境・林業省から提供されたデータを使ってTAN社の事業許可地域とオランウータンの生息地を比較すると、TAN社の事業許可地域内の森林の大半がオランウータンの生息地であることが確認されている。2016、2017および2018年の衛星データ分析が示すところでは、この全期間にわたってTAN社は事業許可地域内のオランウータン生息地を積極的に伐採している (図2を参照)。PTバリクパパン・フォレスト・インダストリーズ社の合板は2017年に住友林業によってオリンピック会場建設のために供給されたことが確認されている (「3.2020年東京五輪での問題ある木材使用とデューデリジェンスの欠如」を参照)。



違法行為

コリンド社は、事業でも企業レベルでも違法行為に関与してきた。土地開墾のために火入れを行うことは、とりわけ、インドネシアの環境保護・管理法 (法律第32/2009号) で違法である。コリンド社は、自社の木材輸出がインドネシア木材合法性証明制度 (SVLK) で「合法性認証」を受けていると主張しているが、以下の「ケーススタディ」にあるように、一部の事業で重大な違法行為が行われた証拠がある。

またコリンド社は現在、オフショアのペーパーカンパニーを使ってインドネシアおよび韓国での事業収益について4700万米ドル以上の脱税を行った疑惑で、韓国の税務当局から調査を受けている。¹⁶ コリンド社の

シンガポール子会社の数社は、2011年以降に1億7700万米ドル以上の金額を操業に投入したにもかかわらず、適切な財務報告書を数年間も作成せず、シンガポールの会社法に違反した可能性が高い。¹⁷ さらに、コリンド社の子会社の一つであるSIGプランテーションPTE社は、コリンド社の製紙用植林地会社であるコリンティガ・フタニ社 (PT Korintiga Hutani) の主要株主・出資者であるが、合板工場企業のバリクパパン・フォレスト・インダストリーズ (PT Balikpapan Forest Industries) への200万米ドルの融資について、虚偽及び作為的な情報を提出したようだ。もし有罪判決を受ければ、罰金および懲役刑の対象となる可能性がある。¹⁸ コリンドはRANに対して、同社は韓国での脱税にも違法行為にも関与しておらず、「争われている」のはコリンド社のスン・ウンホ会長が税務上の韓国国民であるかどうかであると回答している。

ケーススタディ: GMM社事業許可地域でのコリンド社のリスクを伴う事業

無効な許可証

北マルク州Ganeの、ゲロラ・マンディリ・メンバンゲン社 (PT GMM、以下GMM社) が管理するコリンド社の伐採及びアブラヤシ事業許可地では (図3参照)、コリンド社が一部の土地所有者の同意なく、インドネシアの法律で必要となる全ての適切な許可やライセンス手続きに従うこともなく、森林を皆伐し農地を破壊したと複数の地域コミュニティから訴えられている。2016年、この農園で皆伐された木材は、日本に合板を輸出した二つの合板工場で原材料として使われていた。¹⁹ GMM

社からの木材は2017年は在庫として工場に保管された可能性があり、その結果、東京五輪施設の建設に供給されたかもしれない。住友林業は、2017年よりも前にGMM社の木材で製造された合板を購入したことは否定しなかったが、「当社が東京五輪関連施設に共有した合板には、GMM社の木材は使われていなかった」と述べた。コリンド社は現在のところ、隣接する原生林にGMM社の農園を拡張しようとしており、今後、合板を製造するための転換材の供給源になる可能性が高い。²⁰

地元の市民団体やNGOは、GMM社の事業は合法的な農園開発のための具体的な手続きを規定するインドネシアの法律・規則に違反し続けてきたと述べている。GMM社は必須要件である事業権(HGU)を取得せずに、森林伐採と皆伐によって2012年に不法に事業を開始したことで非難されている。インドネシア国家土地庁と市民団体の代表たちとの間で2016年に行われた会議では、国家土地庁はGMM社がその時点でもHGUを与えられていないことを認めた。

地域コミュニティはまた、GMM社は鉱業事業許可(IUP)を申請する前に環境影響評価を完了していなかったこと、²¹そして立地許可条項やインドネシアの土地利用法が必要とされる、影響を受ける可能性のあるコミュニティの全ての土地所有者との合意を適切に行っていなかったと主張している。²²コリンド社はRANが合法性や許可証の証拠を求めたことに対して、代わりに上記で述べた合法性証明書に頼っていて、GMM社の事業許可書と事業免許を提供しなかった。一方で、コリンド社は、2011年6月のGMM社買収に先立ち、GMM社は必要な許認可を全て取得していたと主張した。コリンド社はまた、インドネシアの全ての

法律に則って事業を行っており、いかなる違法木材も使っていないこと、そして問題となっている地域で土地所有権を主張しているほとんどのコミュニティと合意を取得しているとも述べた。

火の違法使用

コリンド社がガーネ(Gane)で操業を開始した後、GMM社が拠点とする南ハルマヘラで、森林火災多発地域の急増が衛星写真によって記録された。2014年と2015年には合わせて127地点が記録されている(図4を参照)が、開墾作業開始前の数年は一度も記録されていなかった。これらの森林火災多発地域は、コリンド社の他の事業管理地でも非難されているのと同様に、違法な火入れが行われたことを示唆している。この衛星写真データは、2014年と2015年に住民によって撮影された写真でも裏付けられている(下記の写真を参照)。同社の火の使用は、合板製造に使われる大きめの木材伐採後に行われ、インドネシアの法律を遵守していないことをさらに示唆している。コリンド社はRANに対して、同社は火入れ禁止方針を掲げていると回答し、マルク州森林管理局が2016年の検査結果で同社が火を使用していないと示したことを引用した。

図3: GMM社事業管理地でのコリンド社による森林皆伐の衛星画像(2010-16年)とコミュニティ慣習地の境界線を重ね合わせた図

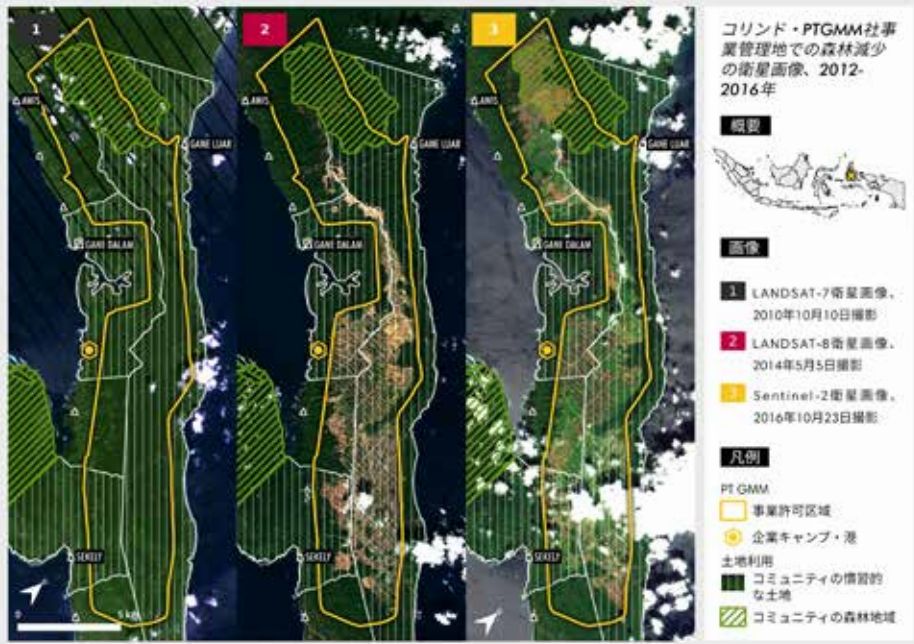


図4: GMM社の事業管理地で検出された森林火災の衛星画像分析(2012-2016年)

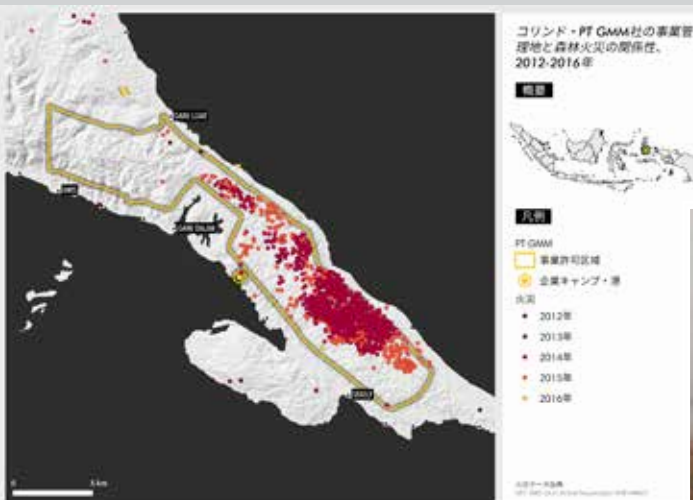


写真: GMM社の事業管理地で、土地開墾のために、積み重なった木屑に火が付けられたところを示す写真。2014年12月2日、Gane住民がGane Dalam近くで撮影。



社会紛争

GMM社に反対するコミュニティの土地所有者は同社の事業に異議を唱えてきたが、警察の嫌がらせや恣意的な拘留、暴力、不当逮捕を受けていると苦情を申し立てている。地元の警察がコリンド社の事業を強行するために同社と共謀してきたと多くの住民は考えている。2013年、住民がコリンド社の木材搬出を阻止しようとした際、警察が同社に呼ばれ、周辺3村の住民15人を逮捕し、器物損壊と不快行為の疑いで起訴し

た。住民たちは2カ月間身柄を拘束された後、最終的には証拠不十分で無罪判決を言い渡された。この判決は、インドネシアの国家人権委員会 (KOMNAS HAM) 主導による苦情の対象となり、当委員会は、北マルク州警察には「侵害されたと申し立てられているコミュニティの権利を回復する」よう求め、GMM社には「いかなる計画と実施工動は人権を傷つたり侵害してはならない」よう求める提言をもって対応した。²³

3. 2020年東京五輪での問題ある木材使用と デューデリジェンスの欠如

コリンド社はインドネシアの熱帯材合板の大手輸出業者であり、インドネシアの総輸出の約4%を占めている。²⁴ 日本はコリンド社の合板の第4位の輸入国であり、2016年12月から2018年3月までの貿易統計によると、住友林業との取引がその3分の1を占めている (図5を参照)。²⁵

これらの合板はバリクパパン・フォレスト・インダストリーズ社とコリンド・アリアビマ・サリ社によって製造されたもので、2016年には両社ともGMM社から原料を供給している。TAN社はバリクパパン・フォレスト・インダストリーズ社に2017年を通して供給した。(図6を参照)

図5: 2016年12月~2018年3月に日本に輸入されたコリンド社の合板の量、企業別 (単位: KG)

出典: インドネシアの輸出データ

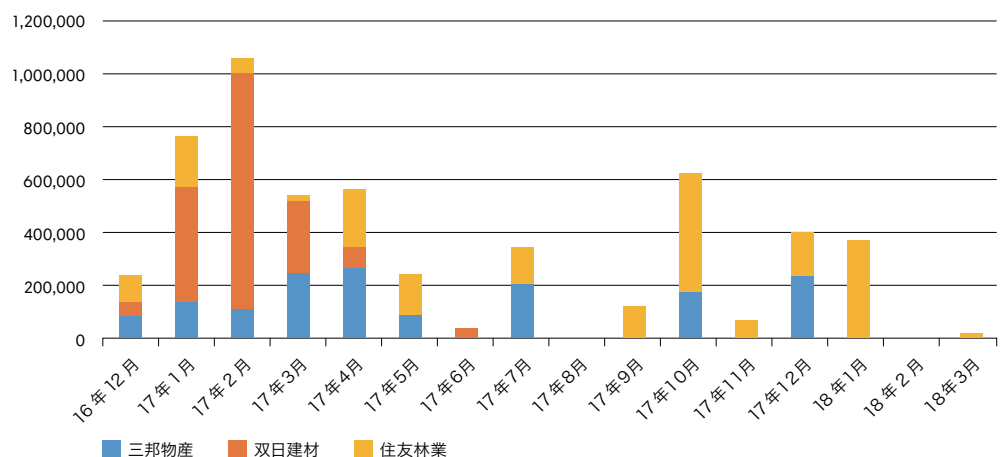
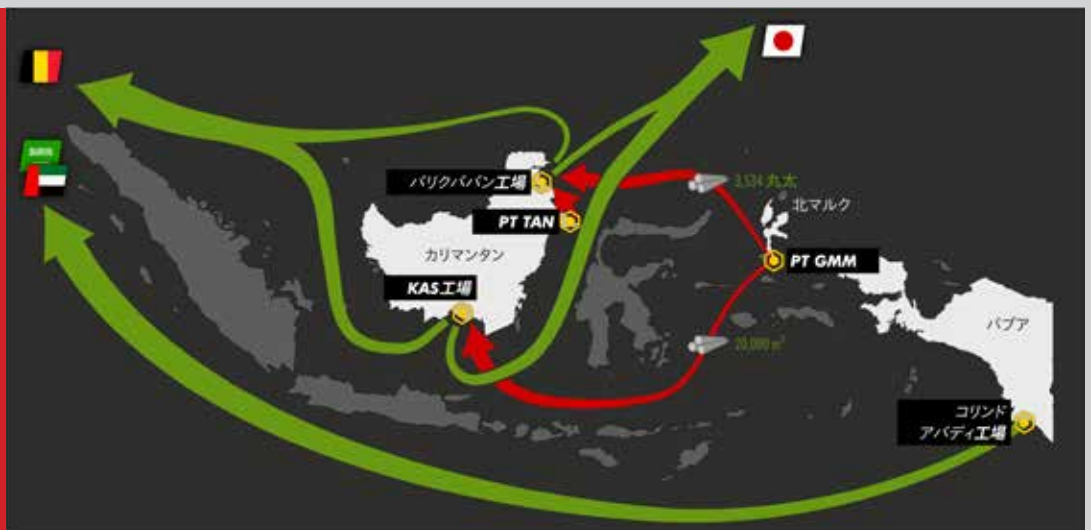


図6: コリンド社の木材サプライチェーンの一部を示す地図、GMM社、TAN社、パプアからコリンド社の3つの合板工場への供給と、日本、ベルギー、中東への合板の輸出を示している。

出典: インドネシアの輸出データ (2016年12月~2018年3月)、コリンド社2016年2017年RPBBI。*GMM社からの木材流通データは2016年のみ





写真：有明アリーナの建設現場で2018年5月11日に撮影
 写真1&2:コンクリート型枠合板として使われているコリンド社木材、
 写真3:コリンド・グループのパルクバパン・フォレスト・インダストリーズ社の
 木材であることを示している、
 写真4:住友林業(008)による輸入を示している



2018年5月11日に撮影された写真は、コリンド社の合板パネルが有明アリーナの建設現場に存在したことを裏付けている。同社の合板パネルは、コンクリートを成形するために使われ(上記の写真を参照)、コリンド・グループのパルクバパン・フォレスト・インダストリーズ社の合板工場から輸出され、住友林業が輸入したことがわかる刻印が押されていた。

東京五輪組織委員会は、木材を供給する住友林業が「持続可能性に配慮した木材の調達基準」を順守していることを確認したとして、コリンド社の木材の使用を擁護してきた。住友林業は本報告書の著者らに対して、同社のデューデリジェンスはSVLK合法性認証で確認していると説明した。しかし、インドネシア独立森林モニタリング・ネットワーク(JPIK)は最近のSVLKに関する報告書の中で、SVLK認証は実施状況との隔たりが多数あると懸念を提起した。例えば、「輸出時の合法証明書(V-Legal)ロゴの使用と適用における不適合、土地境界線をめぐる先住民コミュニティとの対立や恣意的な境界設定、人権侵害、泥炭地の深部土壌開発、河川緩衝地域沿いの森林皆伐による河川生態系の劣化、

原料の合法性、環境影響評価制度(AMDAL)文書の有効性と合法性」などがあげられる。²⁶ 同報告書はまた、SVLK認証の偽造の事例を指摘している。その他に、持続可能性を保証するSVLK認証の有効性について、特に転換材に関して疑問視する報告もある。²⁷

東京五輪関係機関は、五輪会場建設に使用されたコリンド社木材の量の特定と用途の開示を拒否してきたが、2018年5月の時点で非認証のインドネシア製コンクリート型枠合板の11万200枚が新国立競技場建設に使用され、同社が数少ないコンクリート型枠合板供給企業であることを考えると、かなりの割合の合板がコリンド社によって供給された可能性が高い。NGOは新国立競技場建設を管轄する日本スポーツ振興センター(JSC)に情報開示請求を行ったが、JSCをはじめとするオリンピック関係機関は、新国立競技場建設に使用されるインドネシア製木材が五輪の調達基準や持続可能性に関する必要事項について適合しているかどうかは、口頭での確認以外はいかなる証拠文書も得ていないことが明らかになった。

4. 金融セクターの役割

近年、熱帯林破壊やそれに付随して起こる人権侵害を促進する役割を果たしている金融機関と投資家への監視の目が厳しくなっている。²⁸ 東京2020大会でリスクの高い熱帯材が使用されていることは典型的な事例である。

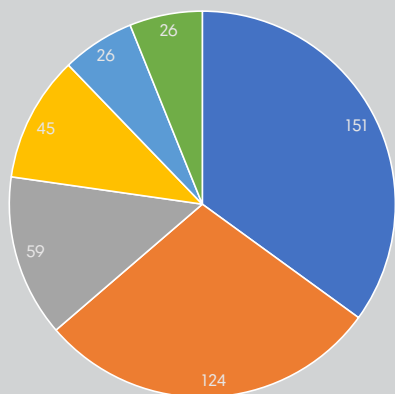
入手可能な証拠から判断すると、コリンド社の事業は、バンク・ネガラ・インドネシア (IDX:BBNI) を中心とする民間銀行からの融資を受けている。同社のパルプ材部門の子会社のコリンティガ・フタニ社も、SMBCグループと日本国際協力銀行 (JBIC) から4000万ドルの融資を受けている。²⁹ この融資は、SMBCの主要顧客である王子グループの木材チップ製造と販売への資金提供を目的としていた。2017年末が期限であったようだが、これまで述べてきたコリンド社の悪質な事業活動が行われている期間中に継続されていた。BNIIはRANからの質問に対し

て、顧客企業であるコリンド社への申し立てに関する返事はなかった。一方、SMBCは自社の投融资方針を提示した。

コリンド社の購入企業である住友林業には、さらに大きな資金上の支援者がいる。同社の有力な債権者と引受会社及び投資家には大和証券や、2020年東京五輪のゴールドスポンサーのSMBCグループ、みずほフィナンシャルグループ、野村ホールディングスが含まれる(図7を参照)。SMBCとみずほの両行は2018年6月に初めて、環境・社会面での融資方針を制定し、森林部門において人権を配慮した合法の事業に融資するという約束を制定した。しかし、上記の4金融機関のいずれも、熱帯林破壊や持続不可能または違法な木材取引への資金提供を明確に禁止していないことは憂慮すべき点である。³⁰

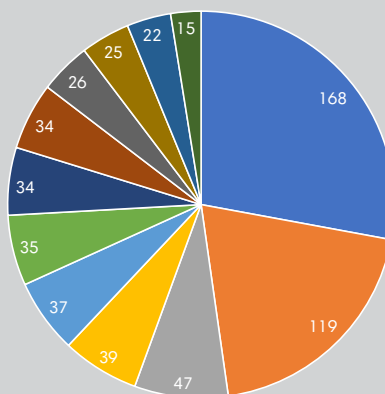
図7:

住友林業：融資と引受 2015年-2018年6月 (単位:百万ドル、森林リスク部門に調整)



- 大和証券グループ
- SMBCグループ
- 野村ホールディングス
- 三井住友信託
- みずほフィナンシャルグループ
- その他

住友林業の株式保有と債券保有 (2018年7月) (単位:百万ドル、森林リスク部門に調整)



- 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)
- 伊予銀行
- みずほフィナンシャルグループ
- 野村ホールディングス
- SMBCグループ
- 住友生命保険
- 百十四銀行
- Black Rock
- Vanguard
- Schroders
- Norwegian Government Pension Fund - Global
- その他

調査方法:

この期間に提供された企業融資、信用供与、引受額の算出においては、トムソンEIKON、ブルームバーグ、IJGlobal, TradeFinanceAnalyticsの金融データベース、会社登記簿、公表されている企業報告書を使用しました。企業の債券と株式への投資については、利用可能な最新の2018年7月の提出日でのトムソンEIKONとブルームバーグのデータから算定した。上記の財務データベースは、リアルタイムの市場データ、ニュース、基礎データ、分析、取引及びコミュニケーションツールへのアクセスを提供している。しかし、透明性の不足のため、全ての資金供給をカバーしているわけではない。

出典:「森林と金融」データベース (FORESTSANDFINANCE.ORG)

5. 提言

東京2020組織委員会、その他関係機関は以下の措置を実施すべきである：

- **調査と情報開示：**東京2020大会の施設建設に使用されているコリンド社製木材の割合を調査および情報開示し、住友林業をはじめとする全ての関係者が木材の合法性と持続可能性をどのような方法で確認しているかについて詳細な説明を提供する
- **コリンド社木材の使用停止：**コリンド社の事業における合法性と持続可能性、そしてサプライチェーンに関する問題が調査及び対処されるまで、コリンド社木材のこれ以上の使用を停止すること
- **木材調達基準の強化：**違法または持続可能でない木材のこれ以上の使用を防止するために、「持続可能性に配慮した木材調達基準」を強化すること。これには以下の要件を含めるべきである：1) リスクに基づいたデューデリジェンス、伐採地の森林まで遡る完全なトレーサビリティ、および木材サプライチェーンの合法性及び持続可能性に関する第三者検証を要求する、2) 「再利用」コンクリート型枠合板の抜け穴(持続不可能で権利を尊重していない木材の使用を許している)をなくすこと、3) 高炭素貯留アプローチ³¹を利用して保護価値の高い(HCV)地域および高炭素貯蔵(HCS)林の保護を約束すること。これによって転換材を含む熱帯材や、リスクの高い供給地からの木材使用が大幅に削減されるだろう、4) 先住民族および地域コミュニティの土地、森林、自然資源への法的および慣習的権利の尊重を要求する。これには「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC)に関する検証が含まれる、5) 国際労働機関(ILO)のコア条約と国連のビジネスと人権に関する指導原則に則って労働者の権利を尊重すること、6) PEFCをはじめとする種々の認証制度が木材調達基準の順守のために有効かどうかを評価する、7) 問題がある業者との取引を避けるために、企業レベルで供給企業のリスク評価を実施することを要求すること
- **他の全ての森林リスク製品に関する調達基準の強化：**紙やパーム油など全ての森林リスク製品の調達基準を強化し、包括的な「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」方針の枠組み³²に則り、東京五輪で使用されるあらゆる原材料や製品が、熱帯林や泥炭地の破壊、違法伐採、人権侵害に関わりがないことを保証すること

日本政府は以下の措置を実施すべきである：

- **日本の合法性検証システムの有効性の評価：**合法的に伐採された木材の使用を確かなものにするために、特にマレーシア、インドネシアなどの高リスクな生産地について、日本の合法性検証システム、すなわち「グリーン購入法」(東京2020大会の木材調達基準でも参照されている)と「クリーンウッド法」の有効性を評価すること。これには住友林業をはじめとする日本の主要な木材輸入業者の調達方針およびその実施状況の評価が含まれるべきである
- **木材サプライチェーンのデューデリジェンス強化：**特にマレーシア、インドネシアなどの高リスクの生産地からの木材サプライチェーンのデューデリジェンスについて、明確な指針を規定すること
- **ESG情報開示の強化：**上場企業に、コーポレートガバナンスコードに規定する義務の一環として、事業活動及びサプライチェーンでの森林破壊、人権侵害および違法行為を含む、あらゆる財務上で重大な環境・社会・ガバナンス(ESG)リスクを開示するよう求めること

日本の木材取引業者は以下の措置を実施すべきである：

- **コリンド社木材輸入の停止：**コリンド社の事業における合法性と持続可能性に関する問題が調査及び対処されるまで、コリンド社の木材のこれ以上の輸入を停止すること
- **確固たる方針の導入：**確固たる木材方針を導入する、または既存の基準を強化すること。そして伐採地の森林まで遡る完全なトレーサビリティの確立などにより、木材調達方針順守の監督を強化すること
- **アカウントビリティ強化：**木材調達方針の実施に関する説明責任を強化すること

金融機関は以下の措置を実施すべきである：

- **方針強化：**違法な事業活動、及び、高保護価値(HCV)地域、高炭素貯蔵(HCS)林、泥炭地、先住民族の権利・慣習的権利、そして労働者の権利に悪影響を及ぼす可能性のある顧客の事業活動及びサプライチェーンの事業活動への資金提供を明確に禁止すること。森林リスク部門の顧客企業に対しては、許可要件に特に注意を払いながら、上記の基準を実証するよう、投融資方針を強化すること
- **森林リスク部門の顧客とのESGリスクに関する協議：**住友林業をはじめとする森林リスク部門の顧客企業との間で、自社事業及びサプライチェーンでのESGリスクに関して協議をし、顧客が厳格な方針に適合するよう期限を定めた計画を実施すること
- **情報公開：**森林リスク部門のエクスポージャーを公開し、同部門のESGリスクに対処するために採用している措置を開示する

参考文献

- 1 東京2020組織委員会、「持続可能性に配慮した運営計画第二版」(2018年6月)
https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-plan/data/20180611-sus-plan-2-summary_JP.pdf
- 2 WRI, Intact Tropical Forests: Log Them or Lose Them? (June 2018), <https://wriorg.s3.amazonaws.com/s3fs-public/ending-tropical-deforestation-intact-tropical-forests.pdf>
- 3 <https://news.mongabay.com/2018/06/the-world-lost-an-area-of-tropical-forest-the-size-of-bangladesh-in-2017/>
- 4 Center for Global Development, Why Forests? Why Now? The Science, Economics and Politics of Tropical Forests and Climate Change (Nov. 2016), <https://www.cgdev.org/page/infographics-why-forests-why-now>
- 5 東京2020組織委員会、「コンクリート型枠合板の調達状況について」<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/information/20180702-01.html>
- 6 「持続可能性に配慮した木材の調達基準」は現在、2018年11月中の取りまとめを予定で見直しが行われている。
調達基準: <https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/wcode-timber/data/sus-procurement-timber-code2.pdf>
「木材の調達基準に係る検討体制」: <https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sourcing-code-wg/data/20180925-appendix.pdf>
- 7 次を参照: <https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-malaysia-sarawak> and <https://www.wri.org/blog/2018/01/indonesia-has-carrot-end-illegal-logging-now-it-needs-stick>
- 8 RANなどNGO共同プレスリリース「熱帯林の破壊及び人権侵害の疑い、緊急の調査を要請 新国立競技場建設で」(2017年4月20日) <http://japan.ran.org/?p=1032>
- 9 グローバル・ウィットネス編「マレーシアの熱帯林破壊と日本: 持続可能な2020年オリンピック東京大会へのリスク」(2015年12月)
<https://www.globalwitness.org/en/reports/shinyang/>
- 10 「2020年東京五輪 熱帯材使用に関する公式な情報開示に対するNGO解説」
<http://japan.ran.org/wp-content/uploads/2018/02/NGO-Briefing-on-Tokyo2020-Timber-Supply-Chain-Disclosure-Feb2018.pdf>
Building and Wood Workers International (BWI), Trade union rights in the Tokyo 2020 supply chain (Nov. 2017), <https://www.business-humanrights.org/sites/default/files/documents/BWI%20Mega%20Sports%20Briefing.pdf>
- 11 Id.
- 12 AidEnvironment, Burning Paradise: The oil palm practices of Korindo in Papua and North Maluku, August 2016, <http://www.aidenvironment.org/wp-content/uploads/2016/09/2016-08-25-FINAL-Korindo-report-English.pdf>
- 13 Id.
- 14 Burrows, L, Smoke from Indonesian fires may have caused 100,000 premature deaths (2016), <https://www.seas.harvard.edu/news/2016/09/smoke-from-2015-indonesian-res-may-have-caused-100000-premature-deaths>
- 15 Lawson, Sam et al., Consumer goods and deforestation: an analysis of the extent and nature of illegality in forest conversion for agriculture and timber plantations, Forest Trends (2014), <https://www.forest-trends.org/publications/consumer-goods-and-deforestation/>
- 16 http://www.koreatimes.co.kr/www/news/nation/2014/10/116_165819.html
- 17 以下のコリンド子会社が2014年-2016年の期間 Companies Act (Cap.50)とSection 201(5)に違反した: Papua Agro Investments Pte Ltd, SIG Plantation Pte Ltd, East Indonesia Investment Pte Ltd, and Panwell Industrial Pte Ltd.
- 18 Singapore Companies Act (Cap. 50), Section 401
- 19 Korindo 2016 RPBB for Balikpapan Forest Industries and Korindo Ariabima Sari
- 20 PT GMM, ANDAL Terms of Reference, April 2017 concerning Blok Tanjung Rotan and Blok Tawa-Paspalele
- 21 Ministry of Agriculture decree no 357, 2002, Guideline for Plantation Business License (IUP)違反
- 22 コリンド社は、プランテーションを提案していた全ての地域でGaneコミュニティから異議を唱えられていることを認めている。GMM社の記録は、影響を受ける村々との会合が2012年まで始まった形跡がないことを示している。記録は、同社が植林を開始した時点では、事業許可地域の1%に当たる6.45ヘクタールの土地に対する補償金を支払うことしか合意していなかった。
- 23 インドネシア国立人権委員会 (KOMNAS HAM) から環境林業省、GMM社などへの手紙 (No.3.522/K/PMT/XII/2014)、2014年12月
- 24 Indonesian Export data between Dec 2016 and March 2018 (inclusive) and HSS code 44123100
- 25 Id.
- 26 JPIK, SVLK: A Process toward Accountable Governance Monitoring by the Independent Forest Monitoring Network (JPIK), 2014-2017 (Feb 2018), <http://jpik.or.id/info/wp-content/uploads/2018/Laporan/SVLK-A%20Process%20toward%20Accountable%20Governance.pdf>
次も参照: RANプレスリリース「インドネシア木材合法性証明制度の抜け穴で、林産物製品の顧客は重大な危機に」(2015年4月23日) <http://japan.ran.org/?p=595>
- 27 JPIK, id, <http://www.flegtim.eu/index.php/newsletter/flegt-policy-news/52-sustainable-forest-management-progresses-in-indonesia>, <https://www.chathamhouse.org/expert/comment/forest-governance-how-indonesia-and-vietnam-are-responding-illegal-logging>
- 28 例えば次を参照: RAN/Profundo, 「投資家には責任がある: 森林と金融調査レポート」(2017年6月) http://forestsandfinance.org/wp-content/uploads/2017/06/RAN_Every_Investor_Has_A_Responsibility_June_2017_JP.pdf
- 29 RAN, 「森林と金融」データベース <http://forestsandfinance.org/?lang=ja>
- 30 RAN, 「森林と金融」データベース <http://forestsandfinance.org/?lang=ja>
- 31 <http://highcarbonstock.org/the-high-carbon-stock-approach/>
- 32 例えば、次を参照: ウィルマー社, 「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止方針 (“No Deforestation, No Peat, No Exploitation Policy”)」 <http://www.wilmar-international.com/wp-content/uploads/2012/11/No-Deforestation-No-Peat-No-Exploitation-Policy.pdf>

*コリンド社のインドネシア・北マルク州での事業活動とコーポレートガバナンスに関する問題について、詳しくはレインフォレスト・アクション・ネットワークなどが発表した以下のウェブサイトをご参照ください(英語)。
「ペリラス: 土地収奪と銀行」(Perilous: Korindo, Land Grabbing & Banks, 2018年11月)
www.ran.org/korindo-report



PHOTO: PAUL HILTON / RAN

発行：2018年11月



425 Bush Street, Suite 300 | San Francisco, CA
94108
RAN.org

RAN日本代表部
東京都新宿区新宿1-23-16-3F
japan.ran.org